

北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

ページ

目次

○北海道事業認定審議会条例	(建設部総務課)	三
○札幌医科大学医学部附属病院使用料条例の一部を改正する条例	(総務部総務課)	四
○北海道税条例の一部を改正する条例	(税務課)	四
○低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例	(税務課)	五
○北海道病院事業条例の一部を改正する条例	(道立病院管理室)	六
○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(保健福祉部総務課)	六
○北海道企業立地促進条例の一部を改正する条例	(産業立地課)	六
○北海道林業改良指導員資格試験条例の一部を改正する条例	(森林活用課)	六
○土地収用法に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当条例の一部を改正する条例	(建設部総務課)	七
○北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例	(建設部総務課)	七
○北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(教育庁給与課)	七
○北海道警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部装備課)	八
○北海道交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部装備課)	八

公布された条例のあらまし

◇北海道事業認定審議会条例 (条例第四十六号)

一 趣旨

土地収用法の改正に伴い、北海道事業認定審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

◇札幌医科大学医学部附属病院使用料条例の一部を改正する条例 (条例第四十七号)

一 趣旨

健康保険法第四十四条第一項に規定する療養についての費用の額の算定方法及び老人保健法第三十一条の三第三項に規定する療養についての費用の額の算定に関する基準の改正にかんがみ、札幌医科大学医学部附属病院における使用料及び手数料の額を改定することとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

使用料及び手数料の額の算定方法の根拠に、健康保険法第四十四条第一項に規定する療養についての費用の額の算定方法及び老人保健法第三十一条の三第三項に規定する療養についての費用の額の算定に関する基準を加えることとした(第三条第一項関係)。

三 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇北海道税条例の一部を改正する条例 (条例第四十八号)

一 趣旨

地方税法の改正に伴い、法人の道民税及び不動産取得税について所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 法人の道民税

マンション建替組合に対する法人税割について、当該マンション建替組合が道内に収益事業を行う事務所又は事業所を有する場合に課税することとした(第二十四条第四項関係)。

2 不動産取得税

再開発会社が市街地再開発事業の施行に伴い取得する不動産について、次の措置を講ずることとした(第四十四条の十の四関係)。

(一) 第一種市街地再開発事業の施行に伴い取得する施設建築物に係る不動産を一定期間内に一定の者に譲渡した場合の当該不動産に係る納税義務の免除

(二) 第二種市街地再開発事業の施行に伴い取得する施設建築物(対価の給付のために取得する建築施設の部分を除く。)に係る不動産を一定期間内に一定の者に譲渡した場合の当該不動産に係る納税義務の免除

平成十四年七月十日 水曜日

二

(三) 第二種市街地再開発事業の施行に伴い取得する対償の給付のための建築施設の部分又は公共施設の用に供する不動産を工事完了の公告の日の翌日に一定の者又は国若しくは地方公共団体が取得した場合の当該不動産に係る納税義務の免除

三 施行期日等

1 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

2 条例改正に伴う経過措置を講ずることとした。

◇低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十九号）

一 趣旨

低開発地域工業開発地区における地方税の課税免除等に係る減収補てん措置の廃止にかんがみ、当該地区における事業税、不動産取得税及び道固定資産税の課税の特例措置を廃止することとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 題名を「特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例」に改めることとした。

2 低開発地域工業開発促進法第二条第一項の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区内において、製造の事業の用に供する一定の設備を新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税及び道固定資産税の課税の特例措置を廃止することとした（第二章関係）。

三 施行期日等

1 この条例は、公布の日から施行することとした。

2 条例改正に伴う経過措置を講ずることとした。

◇北海道病院事業条例の一部を改正する条例（条例第五十号）

一 趣旨

健康保険法第四十四条第一項に規定する療養についての費用の額の算定方法及び老人保健法第三十一条の三第一項に規定する療養についての費用の額の算定に関する基準の改正にかんがみ、道立病院における使用料及び手数料の額を改定することとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

使用料及び手数料の額の算定方法の根拠に、健康保険法第四十四条第一項に規定する療養についての費用の額の算定方法及び老人保健法第三十一条の三第一項に規定する療養についての費用の額の算定に関する基準を加えることとした（第四条第一項関係）。

三 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十一号）

一 趣旨及び内容

函館市及び苫小牧市が福祉のまちづくり条例を制定したにかんがみ、北海道福祉のまちづくり条例に基づく知事の権限に属する事務を処理する市から函館市及び苫小牧市を除くこととするため、この条例を制定することとした。

二 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇北海道企業立地促進条例の一部を改正する条例（条例第五十二号）

一 趣旨

日本標準産業分類の改訂に伴い、助成の対象となる業種について所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 日本標準産業分類における分類項目の新設、改正及び廃止に伴い、助成の対象となる業種名について変更する等所要の改正を行うこととした（別表第二の二の表及び第二の四（一）の表関係）。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした（別表第二の二の表及び第二の三の表関係）。

三 施行期日

1 この条例は、平成十四年十月一日から施行することとした。

2 条例改正に伴う経過措置を講ずることとした。

◇北海道林業改良指導員資格試験条例の一部を改正する条例（条例第五十三号）

一 趣旨

林業改良指導員資格試験の受験資格を改正することとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

短期大学卒業程度の学力を有する者を入学資格とする農林水産大臣の指定する教育機関の卒業者を学校教育法上の四年制大学の卒業者と同様の扱いとすることとした（第四条関係）。

三 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇土地収用法に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当条例の一部を改正する条例（条例第五十四号）

一 趣旨

土地収用法等の改正にかんがみ仲裁手続における鑑定人及び参考人の旅費及び手当

について定めることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 仲裁委員に係る鑑定人及び参考人に手当を支給することとし、その額は、収用委員会が知事と協議して定めた基準に準じて、その都度仲裁委員が定めることとした（第二条関係）。

2 仲裁委員に係る鑑定人及び参考人に住所地从ら出頭地までの往復旅費を支給することとし、その額は、道職員の行政職給料表による三級の職務にある者の旅費相当額とすることとした（第三条関係）。

三 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例（条例第五十五号）

一 趣旨

土地収用法等の改正にかんがみ、仲裁の事務に係る手数料について定めるとともに、事業認定申請手数料の額を改定することとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 土地収用法の規定により行う仲裁事務について、十二万六千円の手数料を徴収することとした（別表四十九の二の項関係）。

2 事業認定申請手数料の額を十二万円から十五万八千円に引き上げることとした（別表五十の項関係）。

三 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十六号）

一 趣旨及び内容

国家公務員である学校職員の特殊勤務手当の改正が行われたことにかんがみ、北海道学校職員等の特殊勤務手当について、教員特殊業務手当の支給要件の改正を行うこととするため、この条例を制定することとした。

二 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇北海道警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十七号）

一 趣旨

警察法施行令の改正等にかんがみ、警察官に対して貸与する装備品の品目を改正することとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 警察官に対し貸与する装備品の品目に識別章を加え、手帳を警察手帳に改めることとした（第四条関係）。

2 女性の警察官に対し帯革を貸与することとした（第四条関係）。

3 「男子」及び「婦人」の用語をそれぞれ「男性」及び「女性」に改めることとした（第四条及び別表関係）。

三 施行期日

1 この条例は、平成十四年十月一日から施行することとした。

2 条例改正に伴う経過措置を講ずることとした。

◇北海道交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十八号）

一 趣旨

警察法施行令の改正等にかんがみ、交通巡視員に対して貸与する装備品の品目を改正することとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 交通巡視員に対し貸与する装備品の品目に識別章を加え、手帳を警察手帳に改めることとした（第三条関係）。

2 女性の交通巡視員に対し帯革を貸与することとした（第三条関係）。

3 「男子」及び「女子」の用語をそれぞれ「男性」及び「女性」に改めることとした（第三条及び別表関係）。

三 施行期日

この条例は、平成十四年十月一日から施行することとした。

条 例

北海道事業認定審議会条例をここに公布する。

平成十四年七月十日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第四十六号

北海道事業認定審議会条例

（趣旨）

第一条 この条例は、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の七第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第二条 審議会の名称は、北海道事業認定審議会とする。

(組織)

第三条 審議会は、委員七人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会長への委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

札幌医科大学医学部附属病院使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月十日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第四十七号

札幌医科大学医学部附属病院使用料条例の一部を改正する条例

札幌医科大学医学部附属病院使用料条例(昭和二十五年北海道条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「(平成六年厚生省告示第五十四号)」の下に「及び健康保険法第四十四条第一項に規定する療養についての費用の額の算定方法(平成十四年厚生労働省告示第八十一号)」を、「(平成六年厚生省告示第七十二号)」の下に「及び老人保健法第三十一条の三第一項に規定する療養についての費用の額の算定に関する基準(平成十四年厚生労働省告示第八

十二号)」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月十日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第四十八号

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例(昭和二十五年北海道条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第七号及び第十一号中「陸運支局」を「運輸支局」に改める。

第二十四条第四項中「団地管理組合法人」の下に「マンション建替組合」を加える。

第四十四条の十の四の見出し中「市街地再開発組合」を「市街地再開発組合等」に改め、同条第一項中「この条」を「この項及び第七項」に、「による市街地再開発事業」を「第二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業(次項において「第一種市街地再開発事業」という。に改め、同条第六項中「第一項」の下に「から第四項まで」を加え、「第二項」を「第五項」に、「次に掲げる事項」を「次の各号に掲げる不動産の取得者の区分に応じ当該各号に定める事項」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同項各号を次のように改め、同項を同条第九項とする。

一 第一項から第三項までの規定の適用があると認められる不動産の取得をした者 次の事項

イ 納税者及び譲受者の住所及び氏名又は名称

ロ 当該施設建築物の敷地の所在、地番、地目及び地積

ハ 当該施設建築物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

ニ 不動産の取得年月日及び譲渡(予定)年月日

二 第四項の規定の適用があると認められる不動産の取得をした者 次の事項

イ 納税者及び譲受者又は国若しくは地方公共団体の住所及び氏名又は名称

ロ 当該建築施設の部分のうち、土地にあつてはその所在、地番、地目及び地積、家屋にあつてはその所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

ハ 当該公共施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び地積

ニ 当該公共施設の用に供する家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

ホ 不動産の取得年月日及び譲受者又は国若しくは地方公共団体の当該不動産の取得

(予定)年月日

第四十四条の十の四第五項を同条第八項とし、同条第四項中「第一項」の下に「から第四項まで」を、「当該組合」の下に「又は再開発会社」を加え、同項を同条第七項とし、同条第

三項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「前各項」に、「敷地の取得にあつては当該取得の日から三年以内、施設建築物の取得にあつては当該取得の日から六月以内の」を「次の各号に掲げる不動産の取得の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加え、同項を同条第五項とする。

一 第一項又は第二項の規定の適用があると認められる不動産の取得 敷地の取得にあつては当該取得の日から三年以内、施設建築物の取得にあつては当該取得の日から六月以内

二 第三項の規定の適用があると認められる不動産の取得 都市再開発法第百十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日まで

三 前項の規定の適用があると認められる不動産の取得 建築施設の部分の取得にあつては都市再開発法第百十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日まで、公共施設の用に供する不動産の取得にあつては同法第百十八条の二十第一項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告があつた日の翌日まで

2 知事は、都市再開発法第五十条の二第三項に規定する再開発会社（以下この項から第四項まで及び第七項において「再開発会社」といふ。）が、第一種市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物の敷地を取得し、又は施設建築物を新築した場合において、当該不動産の取得の日から敷地の取得にあつては三年、施設建築物の取得にあつては六月以内に同法第七十三条第一項第二号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

3 知事は、再開発会社が、都市再開発法第二条第一号に規定する第二種市街地再開発事業（次項において「第二種市街地再開発事業」といふ。）の施行に伴い施設建築物（同法第百十八条の七第一項第三号の建築施設の部分を除く。以下この項において同じ。）の敷地を取得し、又は施設建築物を新築した場合において、同法第百十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日から六月以内に同法第百十八条の七第一項第二号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

4 知事は、再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い都市再開発法第百十八条の七第一項第三号の建築施設の部分（以下この項、次項及び第九項において「建築施設の部分」といふ。）を取得した場合において同法第百十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日に同法第百十八条の十一第一項に規定する譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得したとき又は再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い同法第二条第四号に規定する公共施設（以下この項、次項及び第九項において「公共施設」といふ。）の用に供する不動産を取得した場合において同法第百十八条の二十第一項の規定に

よる公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国若しくは地方公共団体が当該不動産を取得したときは、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

第八十九条の七第二項中「第三百六十四条第三項」を「第三百六十四条第五項」に改める。附則第十条の二第二項及び第四項中「第三十一条の二第二項第七号から第十二号まで」を「第三十一条の二第二項第八号から第十三号まで」に改める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十四条第四項並びに附則第十条の二第二項及び第四項の改正規定 規則で定める日

二 第八十九条の七第二項の改正規定 平成十五年一月一日

2 この条例による改正後の北海道税条例第四十四条の十の四の規定は、平成十四年六月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月十日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第四十九号

低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例（昭和六十年北海道条例第七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例

目次中「第二章 低開発地域工業開発地区における課税免除（第七条―第九条）」を「第二章 削除」に改める。

第一条中「低開発地域工業開発地区等」を「特定工業等導入地区等」に改める。

第二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第七条から第九条まで 削除

第十条中「所得金額」の下に「（道において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）

以下同じ。」を加える。

第十三条中「収入金額」の下に「(道において課する事業税の課税標準額となるものをいう。以下同じ。)」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正前の低開発地域工業開発地区等における道税の課税の特例に関する条例第七条から第九条までに規定する製造の事業の用に供する設備を低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）第二条第一項の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区内において当該指定の日から四十年以内の期間内に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税及び道固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

北海道病院事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月十日

北海道条例第五十号

北海道病院事業条例の一部を改正する条例

北海道病院事業条例（昭和四十二年北海道条例第四十五号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「（平成六年厚生省告示第五十四号）」の下に「及び健康保険法第四十四条第一項に規定する療養についての費用の額の算定方法（平成十四年厚生労働省告示第八十一号）」を、「（平成六年厚生省告示第七十二号）」の下に「及び老人保健法第三十一条の三第一項に規定する療養についての費用の額の算定に関する基準（平成十四年厚生労働省告示第八十二号）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月十日

北海道条例第五十一号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成十二年北海道条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「函館市 小樽市」を「小樽市」に、「苫小牧市 稚内市」を「稚内市」に改める。

北海道知事 堀 達 也

北海道知事 堀 達 也

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例別表第一の八の項の7に掲げる事務に係る北海道福祉のまちづくり条例（平成九年北海道条例第六十五号）の規定により函館市長又は苫小牧市長に対してなされている申請については、知事に対してなされている申請とみなす。

北海道企業立地促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月十日

北海道条例第五十二号

北海道企業立地促進条例の一部を改正する条例

北海道企業立地促進条例（平成九年北海道条例第二十九号）の一部を次のように改正する。
別表第二の二の表第八号中「出版・印刷・同関連産業」を「印刷・同関連産業」に改め、同表第十号中「舗装材料」を「舗装材料製造業」に改め、同表第十四号中「骨材・石工品製造業」を「骨材・石工品等製造業」に改め、同表第二十二号中「その他の製造業」の下に「（武器製造業を除く。）」を加え、同号を同表第二十四号とし、同表中第二十一号を第二十三号とし、第二十号を第二十二号とし、第十九号の次に次の二号を加える。

二十 情報通信機械器具製造業

二十一 電子部品・デバイス製造業

別表第二の三の表第五号中「金属被膜・彫刻業」を「金属被覆・彫刻業」に改める。

別表第二の四（一）の表第一号中「機械修理業」の下に「（電気機械器具を除く。）」を加え、同表中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 電気機械器具修理業

附 則

- 1 この条例は、平成十四年十月一日から施行する。
- 2 この条例による改正前の北海道企業立地促進条例第三条第一項の規定に該当する工場であつてこの条例による改正後の北海道企業立地促進条例第三条第一項の規定に該当しないものに係る助成の措置については、なお従前の例による。この場合において、当該工場に係る指定は、平成十四年十一月三十日までに限って行うものとする。

北海道林業改良指導員資格試験条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月十日

北海道知事 堀 達 也

北海道知事 堀 達 也

北海道条例第五十三号

北海道林業改良指導員資格試験条例の一部を改正する条例
北海道林業改良指導員資格試験条例（昭和三十三年北海道条例第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、同条第二号中「昭和二十六年政令第二百七十六号」を削り、「指定する教育機関」の下に「（前号に規定する教育機関を除く。）」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第十条の農林水産大臣の指定する教育機関（その入学資格が短期大学を卒業した者と同等以上の学力を有することとされているもので、その修業年限が二年以上であるものに限る。）において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は当該課程を修める者のうち試験の実施期日から起算して一年以内に卒業見込みのもの

第五条第一項第三号中「前条第二号又は第三号」を「前条第三号又は第四号」に、「同条第二号イ」を「同条第三号イ」に改める。

第六条中「第四条第四号」を「第四条第五号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

土地収用法に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月十日

北海道条例第五十四号

土地収用法に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当条例の一部を改正する条例
土地収用法に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当条例（昭和二十七年北海道条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六十五条第六項」の下に「（同法第九十四条第六項（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、同法第二百二十四条第三項（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第九十四条第六項又は同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）を、「参考人」の下に「（以下「収用委員会に係る鑑定人等」という。）並びに土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第一条の七の五第三項第二号の規定による鑑定人及び参考人（以下「仲裁委員に係る鑑定人等」という。）」を加える。

第二条第一項中「鑑定人又は参考人」を「収用委員会に係る鑑定人等及び仲裁委員に係る

鑑定人等」に改め、同条第二項中「前項」を「収用委員会に係る鑑定人等」に、「知事」を「知事」に改め、同条に次の一項を加える。

3 仲裁委員に係る鑑定人等の手当の額は、前項の基準に準じて、その都度仲裁委員が定める額とする。

第三条第一項中「鑑定人又は参考人」を「収用委員会に係る鑑定人等及び仲裁委員に係る鑑定人等」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月十日

北海道条例第五十五号

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例（平成十二年北海道条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表四十九の項の次に次のように加える。

四十九の二 土地収用法第十五条の七第一項の規定に基づく仲裁	北海道仲裁委員に対する仲裁申請手数料	一二六、〇〇〇円	仲裁申請のとき
-------------------------------	--------------------	----------	---------

別表五十の項中「一二〇、〇〇〇円」を「一五八、〇〇〇円」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月十日

北海道条例第五十六号

北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十一年北海道条例第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「週休日、」を「週休日（以下この項において「週休日」という。）若しくは」に、「週休日等」を「休日等」に改め、同項第四号及び第五号中「週休日等又は週休日等以外の土曜日若しくはこれに相当する日」を「週休日、休日等又は休日等に当たる日

平成十四年七月十日 水曜日

以外の正規の勤務時間が四時間である日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

北海道警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月十日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第五十七号

北海道警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

例

北海道警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和二十九年北海道条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「にあつては、男子警察官三、婦人警察官四」を「及び識別章については、各三

（女性の警察官の階級章については四）」に、

「階級章
手帳
手錠
警笛
警棒
けん銃
けん銃つりひも
革（婦人警察官にあつては、

「階級章
識別章
警察手帳
警察手錠
警笛
警棒
けん銃
けん銃つりひも
革
シオルダーバッグ」

に改める。

別表中「男子警察官」を「警察官（男性）」に、「婦人警察官」を「警察官（女性）」に改める。

毎週火・金曜日発行

（購読料金（送料とも）は月額三千四百四十円）

附則

- 1 この条例は、平成十四年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北海道警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の規定により貸与を受けている手帳は、道に返納しなければならない。

北海道交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月十日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第五十八号

北海道交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

北海道交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和四十五年北海道条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「にあつては、男子三、女子四」を「及び識別章については、各三（女性の交通

「交通巡視員章

巡視員の交通巡視員章については四）」に、
「交通巡視員章
手帳
手錠
警笛
警棒
けん銃
けん銃つりひも
革（女子にあつては、シオルダー

「交通巡視員章
識別章
警察手帳
警察手錠
警笛
警棒
けん銃
けん銃つりひも
革
シオルダーバッグ」

に改める。

別表中「男子」を「男性」に、「女子」を「女性」に改める。

附則

この条例は、平成十四年十月一日から施行する。